

# 鴻巣市住宅リフォーム資金補助事業について

市では、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市民が、市内の施工業者（市内に主たる事業所を有する業者に限ります）を利用して、自己の居住する住宅リフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します

## 補助率・補助限度額



税抜き工事費の5%に相当する額(千円未満切捨て)で、10万円を限度額とします

- ※ 補助対象経費は、見積り金額と工事金額のうち、低い方の金額とします
- ※ 補助金の交付は、一の住宅につき1回限りとします  
ただし、当該住宅の所有者に変更があった場合は、この限りではありません
- ※ 世帯員に令和9年3月31日時点で65歳以上の方がいる世帯、又は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯は、補助額に一律で2万円を加算した額とします

## 申請できる人



- (1) 対象住宅（集合住宅の場合は専有部分）を所有し、その所在地に住民登録され、かつ居住していること
- (2) 市税の滞納がないこと など

## 補助対象工事



- (1) 工事費が20万円以上(消費税別)で、市内施工業者(市内に主たる事業所を有する業者に限ります)が行う住宅改修工事
- (2) 市のほかの助成制度による補助対象工事以外の工事
- (3) 補助申請後、交付決定を受けてから着工される工事 など  
(補助金決定前にすでに着工されていたり、完了しているものは対象になりません)

注意：交付決定までに約2週間ほど要しますので、余裕をもってご申請ください

### 住宅改修工事

建物の内外装の修繕等、建物の増築及び間取りの変更、居室・浴室・玄関・台所・トイレ等の改良・改善など（造園・門扉・塀等の外構工事や車庫・倉庫の設置、エアコンの設置等の単なる備品設置工事は対象外です）

## 申請方法



令和8年4月1日（水）から以下の書類を持参のうえ建築住宅課（本庁舎2階）へ

※ 申請額が予算額に到達した時点で受付を終了します

### 補助金申請に必要な書類

- (1) 鴻巣市住宅リフォーム資金補助金交付申請書
- (2) 住民票（世帯全員・続柄が記載されたもの・本籍地記載不要）の写し
- (3) 住宅の固定資産税(土地・家屋)の課税明細書の写し
- (4) 改修工事の見積書の写し
- (5) 設計図
- (6) 案内図（対象住宅の位置図）
- (7) 改修工事予定の現場写真
- (8) 完納証明書（収税対策課 新館2F）  
申請する日から発行が1か月以内（申請日の前月同日以降）のもの
- (9) ●世帯員のいずれかが令和9年3月31日時点で65歳以上である場合  
65歳以上であることが確認できる書類(住民票等)  
●世帯員のいずれかが障がい者である場合  
身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の原本を提示

※ 申請書は建築住宅課または鴻巣市ホームページにて配布します

<問い合わせ先> 鴻巣市都市建設部建築住宅課 住宅担当（☎048-541-1321）



# 住宅リフォーム資金補助金の申請から交付まで



申請される方

## ① 市に相談

▶申請される方は、実施予定の住宅リフォームが補助対象となるか、事前に建築住宅課へご相談ください。

**注意：申請者は、補助金交付の決定を受けてから住宅リフォームに着手してください。交付決定までに約2週間程要しますので、余裕をもってご申請ください。**

申請される方

## ② 施工業者の選定

▶市内に主たる事業所を有する業者から選定してください。  
※支店・営業所は対象外です。**本社・本店**が市内にある業者です。

▶建築住宅課へ「補助金交付申請書」等を提出してください。

### 補助金申請に必要な書類

- (1) 鴻巣市住宅リフォーム資金補助金交付申請書
- (2) 住民票（世帯全員が記載されたもの）の写し
- (3) 住宅の固定資産税（土地・家屋）の課税明細書の写し
- (4) 改修工事の見積書の写し
- (5) 設計図
- (6) 案内図（対象住宅の位置図）
- (7) 改修工事予定の現場写真
- (8) 完納証明書  
申請する日から発行が1か月以内（申請日の前月同日以降）のもの
- (9) ●世帯員のいずれかが令和9年3月31日時点で65歳以上である場合  
65歳以上であることが確認できる書類（住民票等）  
●世帯員のいずれかが障がい者である場合  
身体障害者手帳または療育手帳  
または精神障害者保健福祉手帳の原本を提示

申請される方

## ③ 市に申請

市

## ④ 申請内容の審査 補助金交付決定

▶申請内容を審査後、「補助金交付(不交付)決定通知書」等を郵送します。  
※ 審査の過程で現地確認をさせていただく場合があります。

**交付決定前に着工した工事は、補助金の対象になりません。**

申請される方

## ⑤ リフォーム工事 完了の報告

▶建築住宅課へ「工事完了報告書」等を提出してください。

※ 補助対象リフォームの完了後1か月以内又は当該年度の末日までの、いずれか早い日が提出期限となります。

### 工事完了報告に必要な書類

- (1) 鴻巣市住宅リフォーム資金補助金工事完了報告書
- (2) 契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) リフォーム実施前と工事後（工事中も含む）の現場写真
- (5) 建築確認申請が必要な工事の場合にあっては検査済証

市

## ⑥ 完了報告の審査 補助金の確定

▶報告内容を審査後、「補助金確定通知書」等を郵送します。  
※ 審査の過程で現地確認をさせていただく場合があります。

申請される方

## ⑦ 補助金の請求

▶建築住宅課へ「補助金請求書」を提出してください。

市

## ⑧ 補助金の交付

▶「補助金請求書」に記載された口座に補助金を入金します。